

(仮訳)

ロシア連邦

連邦法

連邦法「犯罪的で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロ資金供与への対抗措置について」ならびに連邦法「特別経済措置および強制措置について」第4条の1および第5条の1の改正について

国家院（下院）採択 2025年12月2日

連邦院（上院）承認 2025年12月10日

第1条

2001年8月7日付連邦法第115-FZ号「犯罪的で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロ資金供与への対抗措置について」（ロシア連邦法令集、2001、No. 33、掲載番号 3418；2002、No. 44、掲載番号4296；2004、No. 31、掲載番号3224；2005、No. 47、掲載番号4828；2006、No. 31、掲載番号3446、3452；2007、No. 16、掲載番号 1831；No. 31、掲載番号 3993、4011；No. 49、掲載番号 6036；2009、No. 23、掲載番号 2776；2010、No. 30、掲載番号 4007；No. 31、掲載番号 4166；2011、No. 27、掲載番号 3873；No. 46、掲載番号 6406；2012、No. 30、掲載番号 4172；2013、No. 26、掲載番号 3207；No. 44、掲載番号 5641；No. 52、掲載番号 6968；2014、No. 19、掲載番号 2315、2335；No. 23、掲載番号 2934；No. 30、掲載番号 4214、4219；2015、No. 1、掲載番号 37、58；No. 18、掲載番号 2614；No. 24、掲載番号 3367；No. 27、掲載番号 3945、3950、4001；2016、No. 1、掲載番号 11、27、43、44；No. 26、掲載番号 3860、3884；No. 27、掲載番号 4196；No. 28、掲載番号 4558；2017、No. 31、掲載番号 4816、4830；2018、No. 1、掲載番号 54、66；No. 18、掲載番号 2560、2576、2582；No. 53、掲載番号 8491；2019、No. 12、掲載番号 1222、1223；No. 27、掲載番号 3534、3538；No. 30、掲載番号 4152；No. 31、掲載番号 4418、4430；No. 49、掲載番号 6953；No. 51、掲載番号 7490；No. 52、掲載番号 7798；2020、No. 9、掲載番号 1138；No. 15、掲載番号 2239；No. 29、掲載番号 4518；No. 30、掲載番号 4738；No. 31、掲載番号 5018；2021、No. 1、掲載番号 18、75；No. 9、掲載番号 1469；No. 18、掲載番号 3064；No. 24、掲載番号 4183；No. 27、掲載番号 5058、5061、5094、5171、5183；No. 47、掲載番号 7739；No. 52、掲載番号 8982；2022、No. 1、掲載番号 52；No. 13、掲載番号 1961；No. 16、掲載番号 2613；No. 27、掲載番号 4620；No. 29、掲載番号 5246、5298；No. 52、掲載番号 9370；2023、No. 1、掲載番号 16、42、54；No. 12、掲載番号 1887、1889；No. 18、掲載番号 3242；No. 25、掲載番号 4449；No. 29、掲載番号 5316、5326；No. 43、掲載番号 7602；2024、No. 12、掲載番号 1569；No. 23、掲載番号 3057、3060；No. 31、掲載番号 4470；No. 33、掲載番号 4917、4918、4947、4950、4971；No. 53、掲載番号 8523、8531、8532；2025、No. 14、掲載番号 1574；No. 15、掲載番号 1793；No. 17、掲載番号 2110、2117；No. 21、掲載番号 2526；No. 26、掲載番号 3492）に、以下の変更を加える：

1) 第2条第1項において、「その他の財産 [...] にかかるオペレーションを実行する...組織」という文言のあとに「その他の法人、外国法人」という文言を追加し、「法人の実質的所有者の特定に関する、法人および連邦行政機関の」という文言を「、実質的所有者の特定およびそれらの者に関する情報の開示に関する」という文言に差し替える；

2) 第3条第1項第10段落において、「(以下、「目的別内部管理規則」)、」という文言のあとに「パーソナルアカウントへのアクセスおよびその利用体制の用意、」という文言を追加する;

3) 第6条において:

a) 第2項の4:

第1号を以下の版に変更する:

「1) 賃金またはその他の収入の取得を目的とする、金銭その他の財産にかかるオペレーションであつて、ロシア連邦中央銀行との間の合意にもとづいてロシア連邦政府が定めた金額の範囲内のもの、ならびに賃金またはその他の収入の消費を目的とするオペレーションを実行する;」;

第3号において、「賃金」という文言のあとに「またはその他の収入」という文言を追加する;

b) 以下を内容とする第2項の4-1を追加する:

「2の4-1 本条第2項の4の第1号および第3号に掲げるその他の収入の種類は、ロシア連邦政府がこれを定める。」;

c) 以下を内容とする第2項の4-2を追加する:

「2の4-2. 本条第2項の4に掲げる、金銭またはその他の収入にかかるオペレーション(以下、本項においては「オペレーション」)の実行は、本条第2項の1の第2号、第4号および第5号が定める事由にもとづいて「過激主義的活動またはテロリズムに関与している旨の情報が存在する組織および自然人の一覧」に掲載された自然人の銀行口座(単数および複数)を用いて、これを行う。当該の銀行口座の使用が不可能な場合には、金融機関はこれを用いることなくオペレーションを実行してもよい。当該の自然人は、これらのオペレーションの実行のために、管轄機関に対して、オペレーションの種類、オペレーションの実行に使用する予定の銀行口座(単数および複数)および当該の銀行口座(単数および複数)が開設されている金融機関(単数および複数)の名称、または銀行口座の使用によるオペレーションの実行が不可能であるとの論拠およびその場合のオペレーション実行の方法(当該のオペレーションを実行する金融機関[単数および複数]を付記する)、ならびに管轄機関が定めるその他の情報を記載した申請書を提出する。管轄機関は、当該申請書の受領日に続く10労働日のうちにこれを審査し、これを受け入れる旨の、もしくは受け入れを拒否する旨の決定を下し、後者の場合にはあわせて拒否の事由を明示する。当該申請書を受け入れる旨の決定を下した場合、管轄機関は、自然人が使用しうる銀行口座の数の制限、またはオペレーション実行方法(銀行口座を使用せずにオペレーションを実行する場合)の制限を行うことができる。管轄機関は、決定を下した日から2労働日以内にその決定を申請人に通知する。管轄機関に対する当該申請書の送付の手順、その受け入れを拒否する事由、および申請人に対する申請書審査結果の通知の手順は、管轄機関がこれを定める。申請書を受け入れる旨の決定を下した場合、管轄機関は、金融機関およびロシア連邦中央銀行に対しても、ロシア連邦中央銀行との合意にもとづいて管轄機関が決定した手順にしたがって、これらの機関のパーソナルアカウントを通じて当該の決定に関する情報を伝える。」;

4) 第7条において:

a) 第1項第6号の:

第1段落の「インターネットへの掲載の日から1労働日」という文言を「インターネットへの掲載の日から24時間」という文言に差し替える」;

第2段落において、「インターネットへの掲載の日から1労働日」という文言を「インターネットへの掲載の日から24時間」という文言に差し替える」;

b) 第10項に:

以下を内容とする新たな第4段落を追加する：

「本連邦法第7条の4の第4項第1段落にしたがって金銭またはその他の財産にかかるオペレーションを実行する自然人」；

第4～6段落を第5～7段落とみなす；

c) 以下を内容とする第10項の2を追加する：

「10の2. 金融機関は、本連邦法第6条第2項の1の第2号、第4号および第5号が定める事由にもとづいて「過激主義的活動またはテロリズムに関与している旨の情報が存在する組織および自然人の一覧」に掲載された自然人が捜査の対象となっている旨の情報を管轄機関から受け取った場合、当該自然人の捜査が完了するまでの間、本連邦法第6条第2項の4の第1号および第2号に掲げるオペレーション（税、罰金その他の義務的支払金の納付にかかるオペレーションをのぞく）の実行を停止する。」

管轄機関は、金銭またはその他の財産にかかるオペレーションを実行する組織に「過激主義的活動またはテロリズムに関与している旨の情報が存在する組織および自然人の一覧」を知らせる際に用いられる、ロシア連邦政府が本連邦法第6条第2項にもとづいて定めた手順にしたがって、当該の自然人が捜査の対象となっている旨および当該捜査が完了した旨の情報を、ロシア連邦中央銀行および金融機関に伝える。」；

d) 第12項の「第10項および第10項の1」という文言を「第10項～第10項の2」という文言に差し替える；

5) 第7条の4において：

a) 第4項に：

以下を内容とする新たな2つ目の文を追加する：

「金銭またはその他の財産を凍結（封鎖）する旨の決定の対象である自然人は、本連邦法第7条第10項が定める手順にしたがって、当該の金銭またはその他の財産にかかる、自らに割り当てられた月次人道給付金の消費を目的とするオペレーションを実行することができる。」；

以下を内容とする第2段落を追加する：

「金銭またはその他の財産を凍結（封鎖）する旨の決定の対象である自然人は、月次人道給付金の受取りおよび消費とならび、当該の金銭またはその他の財産にかかる、税、罰金および自らの義務にもとづくその他の義務的支払い金の納付を目的とするオペレーションを実行することができる。」；

b) 以下を内容とする第4項の1を追加する：

「4の1. 本条第4項に掲げる金銭またはその他の財産にかかるオペレーション（以下、本項においては「オペレーション」）の実行は、当該の金銭またはその他の財産の凍結（封鎖）の決定の対象である自然人の銀行口座（単数および複数）を用いて、これを行なう。当該の銀行口座の使用が不可能な場合、金融機関はこれを用いることなくオペレーションを実行してもよい。当該の自然人は、これらのオペレーションの実行のために、テロリズムおよび過激主義的活動に対する資金調達への対抗措置を担当する省庁間調整機関に対して、オペレーションの種類、オペレーションの実行に使用する予定の銀行口座（単数および複数）および当該の銀行口座（単数および複数）が開設されている金融機関（単数および複数）の名称、または銀行口座の使用によるオペレーションの実行が不可能であることの論拠およびその場合のオペレーション実行の方法（当該のオペレーションを実行する金融機関〔単数および複数〕を付記する）、ならびにその他の必要な情報を記載した申請書を提出する。テロリズムおよび過激主義的活動に対する資金調達への対抗措置を担当する省庁間調整機関は、当該申請書の審査の結果にもとづいて、これを受け入れる旨の、もしくは受け入れを拒否する旨の決定を下し、後者の場合にはあわせて拒否の事由を明示する。当該申請書を受け入れる旨の決

定を下した場合には、自然人が使用しうる銀行口座の数の制限またはオペレーション実行方法（銀行口座を使用せずにオペレーションを実行する場合）の制限を行ってもよい。当該申請書の審査結果にもとづき、下された決定は申請人に通知される。申請書を受け入れる旨の決定が下された場合、管轄機関は、金融機関およびロシア連邦中央銀行に対して、それらのパーソナルアカウントを通じて当該の決定に関する情報を伝える。テロリズムおよび過激主義的活動に対する資金調達への対抗措置を担当する省庁間調整機関に対する当該申請書の送付の手順、当該申請書審査結果にもとづく決定採択の手順および期限、申請書の受入れを拒否する事由、ならびに申請人に対する申請書審査結果の通知の手順および期限は、本条第1項にしたがって承認された「テロリズムおよび過激主義的活動に対する資金調達への対抗措置を担当する省庁間調整機関に関する規程」にしたがって、これを定める。」；

6) 第7条の5の第2項の第3段落を失効したものと認める；

7) 第8条第4項において、「テロリズム」という文言のあとに「、破壊活動」という文言を追加する。

第2条

2006年12月30日付連邦法第281-FZ号「特別経済措置および強制措置について」（ロシア連邦法令集、2007、No. 1、掲載番号44；2019、No. 18、掲載番号2207；2022、No. 27、掲載番号4620；2024、No. 33、掲載番号4971）に以下の変更を加える：

1) 第4条の1において：

a) 第1項に「、およびロシア連邦領内で活動を行う、法人を形成していない外国組織」という文言を追加する；

b) 以下を内容とする第1項の1を追加する：

「1の1. 強制措置は、国家（国家的組織体）、その機関および役職者、国際連合安全保障理事会決議に示されているか、または国際連合安全保障理事会補助機関の決議にしたがって国際連合安全保障理事会制裁リストに記載されている組織および自然人に対して、これを適用する。国際連合安全保障理事会決議にしたがい、強制措置は、上記の国家（国家的組織体）、その機関および公務員、ならびに組織および自然人を代表しておよびその依頼によって行動するか、またはその支配下にある者に対しても、これを適用する。」；

c) 第2項を以下の版に変更する：

「2. 強制措置には、その措置にそれらが盛り込まれている場合には、金銭その他の財産の凍結（封鎖）にかかる措置も含まれる。2001年8月7日付連邦法第115-FZ号「犯罪的方法で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロ資金供与への対抗措置について」第5条および第7条の1にそれぞれ示されている組織および者による、テロリズムおよび大量破壊兵器の拡散への対抗措置に関連する国際連合安全保障理事会決議によって定められた金銭その他の財産の凍結（封鎖）にかかる措置の適用、これらの組織および者による当該強制措置の取消し、ならびに連邦行政機関による当該強制措置にかかる権限の行使およびその他の関係各機関および組織による当該強制措置にかかる権利および義務の実行は、2001年8月7日付連邦法第115-FZ号「犯罪的方法で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロ資金供与への対抗措置について」が定める特異事項を考慮に入れたうえで、これを行う。」；

d) 以下を内容とする第2項の1および第2項の2を追加する：

「2の1. 金銭その他の財産の凍結（封鎖）または金融オペレーションの禁止にかかる強制措置が適用されるべき者に、当該の強制措置が実際に適用されるより前にその旨の情報を伝えてはならない。

2の2. 国際連合安全保障理事会決議に別段の定めのないかぎり、金銭その他の財産の凍結（封鎖）にかかる強制措置は、国際連合安全保障理事会決議に示されているか、または国際連合安全保障理事会補助機

関の決議にしたがって国際連合安全保障理事会制裁リストに記載されている者が保有し、行使し、および処分することができるか、またはこれらの者が支配権を有している持分を含む、すべての財産に対して、これを適用する。これらの強制措置は、本項に掲げる財産を使用して得られた財産に対しても適用される。」；

2) 第5条の1に以下を内容とする第1項の1を追加する：

「1の1. 金銭その他の財産の凍結（封鎖）にかかる強制措置の適用は、遅滞なく行うものとする。」。

第3条

1. 本連邦法は、本条が異なる発効期日を定めている条項をのぞき、それが公布された日を以て発効する。
2. 本連邦法第1条第3項「a」号および「b」号は、本連邦法が公布された日から90日が経過した時点で発効する。
3. 本連邦法第1条第4項および第5項「a」号第2段落は、本連邦法が公布された日から180日が経過した時点で発効する。
4. 本連邦法第1条第3項「c」号および第5項「b」号は、本連邦法が公布された日から420日が経過した時点で発効する。
5. 2001年8月7日付連邦法第115-FZ号「犯罪的方法で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロ資金供与への対抗措置について」第6条第2項の4-2の規定の、銀行口座（単数および複数）の使用またはその他の方法による金銭またはその他の財産にかかるオペレーションの実行の部分の効力は、本連邦法第1条第3項「c」号の発効日より前に、2001年8月7日付連邦法第115-FZ号「犯罪的方法で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロ資金供与への対抗措置について」第6条第2項の1の第2号、第4号および第5号が定める事由にもとづいて「過激主義的活動またはテロリズムに関与している旨の情報が存在する組織および自然人の一覧」に掲載された自然人に対しては、本連邦法第1条第3項「c」号の発効日に続く180日が経過したのちに、これを適用する。
6. 2001年8月7日付連邦法第115-FZ号「犯罪的方法で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロ資金供与への対抗措置について」第7条の4の第4項の1の規定の、銀行口座（単数および複数）の使用またはその他の方法による金銭またはその他の財産にかかるオペレーションの実行の部分の効力は、テロリズムおよび過激主義的活動に対する資金調達への対抗措置を担当する省庁間調整機関が本連邦法第1条第5項「b」号の発効日より前に下した、2001年8月7日付連邦法第115-FZ号「犯罪的方法で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロ資金供与への対抗措置について」第7条の4第1項にもとづいて金銭またはその他の財産を凍結（封鎖）する旨の決定の対象である自然人に対しては、本連邦法第1条第5項「b」号の発効日に続く180日が経過したのちに、これを適用する。

ロシア連邦大統領

V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2025年12月15日

第462-FZ号